

## 保険証の有効期限到来に伴うご案内について

現在使用している保険証は、令和7年7月31日を以て有効期限を迎えます。以降は、医療機関を受診するときは、原則、マイナ保険証で受診いただくこととなります。そのため、マイナ保険証を持っている方には「資格情報のお知らせ」を、マイナンバーカードの保有者で保険証利用登録をしていない方や、マイナンバーカードをお持ちでない方には、従来の保険証に代わるものとして「資格確認書」を交付いたします。

いずれも、7月31日の有効期限を迎える前に、原則、第1種組合員の事業所あて、家族分とあわせて（従業員がいる場合には従業員とその家族分もあわせて）特定記録郵便でお送りいたします。なお、7月中の加入・脱退等につきましては、個別に対応いたします。

お手元に届きました「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」につきましては、券面をご確認いただき、万一記載内容等に不備がございましたら、お手数ですが当組合までご連絡くださるようお願いいたします。

- 1 資格情報のお知らせ（様式：A4サイズ）は、原則、新規取得時のみの交付となります。なお、70歳以上の方には、毎年交付いたします。

※資格情報のお知らせのみでは医療機関の受診はできません。

- 2 資格確認書（様式：現行の保険証サイズのカード型）は、現行の保険証と同様に有効期限は1年間で毎年更新します。また、70歳以上の方には高齢受給者証を兼ねた資格確認書を交付いたします。